

「遮音測定の結果による音環境に関する試験ガイドライン」の補足

平成 14 年 1 月 31 日（平成 19 年 10 月 3 日改定）

1. 全般・運用等

複数社での共同申請（申請内容が同一とみなせる範囲）は可能とする。

床先行工法を採用した乾式二重床下地構造材と発泡プラスチック系床下地構造材は、実験室での測定方法が確立していないため、床下地工法のみの特認のための統一的な試験方法を明記することはできない。そのため、現状では、構造躯体との一体で重量・軽量床衝撃音対策等級の特認を取得することにより、性能表示は可能となる。

2. 重量床衝撃音対策に関する試験について

(1) 重量床衝撃音対策等級の試験方法

受音室面積の算定は、測定対象範囲に限定する。また、廊下に通じる細い空間等は受音室面積から除くこととする。

あるスラブ厚さで 10 データに満たない場合、それよりも薄いスラブ厚さのデータ（性能として安全側に作用すると考えられるもの）を補足データとして追加してよいこととする。また、均しモルタル付スラブについてのデータも「均しモルタル+スラブ」の厚さが申請スラブ厚さ以下であれば、データに追加してもよいこととする。

スラブ素面の申請の場合、少なくとも半分以上が素面データであれば、一部を直張りフローリング材（告示に示されている合計の厚さが 16mm 以下のもの。直張り遮音フローリングでもよい）付きで補足してもよいこととする。この場合、スラブ厚は、フローリング部を含まないスラブ素面の厚さとする。ただし、床暖房仕様は除く。

床暖房仕様の床については、床暖房仕様（ダミー部を含む。）に限定して審査を実施する。

スラブ素面にモルタルが付く場合は、その断面仕様で審査を実施する。

測定対象範囲内に小梁が入っていれば、その仕様で審査を実施する。

室形状による辺長比は考慮しなくてもよい。ただし、特殊な形状の室は、審査の段階で省くこととする。

スラブ厚さが大きくなるものは、安全側であると判断してよい。また、拘束辺数の増加及び受音室面積の減少は必ずしも安全側とならないので根拠データ等を用いて検討する。

「床構造+床仕上げ構造（直張り防音フローリング材）」の重量床衝撃音実測データは、

「床構造+床仕上げ構造（直張りフローリング全般）」のデータと同等と判断してよい。

(2) 重量床衝撃音レベル低減量の試験方法

試験の対象となる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量（ L ）については、1 dB 単位での審査とする。また、プラス側についても審査可能とする。

薄畳の重量床衝撃音レベル低減量（ L ）は、0 dB とする。

3 . 軽量床衝撃音対策に関する試験について

(1) 軽量床衝撃音対策等級の試験方法

受音室面積の算定は、測定対象範囲に限定する。また、廊下に通じる細い空間等は受音室面積から除くこととする。

床暖房仕様の床については、床暖房仕様(ダミー部を含む。)に限定して審査を実施する。

(2) 床仕上げ構造区分の試験方法、軽量床衝撃音レベル低減量

床暖房下地におけるカーペット仕上げは、審査対象(特認扱い)とする。

下記に適合する直張り防音フローリング材は、カテゴリー とみなして試験を実施して良い。ただし、試験体施工面積は、約5 m²以上とする。

木質部の基材厚さに対して、1/2 以上の深さの溝加工が施されているものであって、かつ、それが30 mm以内の間隔で設けられており、この裏面に緩衝材が貼られたものとする。また、形状寸法については、W300×L900 mm程度の雁行形状の大きさ以下で、かつ、総厚さ16 mm以下とする。

カテゴリー の直張り防音フローリング材(で示したもの)と発泡スチロール製床暖房パネル(告示に示されている厚さが15mm以内のもの)との組み合わせについては、直張り工法に限って、カテゴリー とみなす(で示した方法で測定を実施してよい)。ただし、床暖房パネル周辺のダミー部については、それぞれの材料との組み合わせの測定データに基づいて審査する。また、材料が発泡スチロール以外の床暖房パネルは、告示に示されているものであっても、測定データによる確認がおこなわれていないのでカテゴリー とはみなさない。

床暖房部とダミー部について試験を実施する場合、それぞれの測定データが必要であるが、それぞれのデータを元に一つの特認の申請としてよい。

4 . 透過損失等級(界壁)の試験について

C型スタッドを用いた界壁の測定結果を用いて角型スタッドを用いた界壁を試験することは、角スタッドを用いた当該界壁の構造が明らかに性能上有利であることが認められる場合を除き、行ってはならない。逆の場合も同様である。